

平成30年12月11日

平成30年北海道胆振東部地震被害にかかる
「災害復旧ローン」の取扱期間の延長について

北海道信用金庫は、平成30年北海道胆振東部地震で被害を受けられたお客さまを支援するため取扱いしております「災害復旧ローン」の取扱期間を、平成31年3月29日（金）まで延長いたします。商品概要につきましては下記のとおりです。

当金庫は、地域密着型金融機関として、今後ともこの度の地震により被害を受けられた方への支援を行ってまいります。

記

【概要】

1. 商品名	「災害復旧ローン」
2. ご利用いただける方	平成30年北海道胆振東部地震による被害を受けた満20歳以上の個人の方
3. 資金用途	災害による被害からの生活再建に必要な以下の資金等 ①住宅の補修・修繕費用 ②自動車の修理・買換費用 ③家具・家電等の修理・買換費用
4. 借入金額	1万円以上500万円以内
5. 借入期間	3か月以上10年以内
6. 借入利率	年1.9%（変動金利、保証料込）
7. 担保・保証人	不要（一般社団法人しんきん保証基金が保証します）
8. 必要書類	本人確認書類、収入確認書類、資金用途確認書類 （申込金額100万円以下は収入確認書類不要）
9. 返済方法	毎月元金均等返済又は毎月元利均等返済 〔借入金額50%までの増額返済併用可〕 〔元金据置は6か月以内〕
10. 取扱期間	平成31年3月29日（金）まで

※詳細については、お取引店又はお近くの当金庫窓口へお問い合わせください。

※審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

以 上